

坂出市高校生のための多目的スペース規則

(趣旨)

第1条 高校生に、自習、発表、情報交換、交流等の場を提供するとともに、高校生自らが施設運営等について考えることにより、地域の将来を担う高校生の学習意欲および行政への参加意識の向上ならびに作品の展示および鑑賞による心ふれあう地域社会の形成を図るため、高校生が多目的に使用できる機能およびギャラリー機能を有する施設として、坂出市高校生のための多目的スペース（以下「多目的スペース」という。）を設置し、その管理および運営について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「高校生」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 市内に住所を有し、高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）およびその他の学校でこの規則の趣旨に照らして高等学校と同等のものと市長が認める学校（以下「高等学校等」）に在学する者

(2) 市外に住所を有し、市内に存する高等学校等に在学する者

(名称および位置)

第3条 多目的スペースの名称および位置は次のとおりとする。

名称	位置
坂出市高校生のための多目的スペース	坂出市元町一丁目1番1号

(事業)

第4条 多目的スペースは、次に掲げる事業を行う。

(1) 高校生への自習、発表、情報交換、交流等の場の提供に関すること。

(2) 第13条に規定するギャラリーの使用許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(管理)

第5条 多目的スペースに関する事務は、総務部政策課において行う。

2 多目的スペースに、施設管理を行う管理員を置く。

(休館日)

第6条 多目的スペースの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、または臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第7条 多目的スペースの開館時間は、午後3時から午後7時までとする。
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）ならびに高等学校等の春休み、夏休みおよび冬休みの期間に相当する期間にあつては、午前9時から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（高校生専用区域）

第8条 多目的スペース内に、高校生が多目的に使用するための区域（以下「高校生専用区域」という。）を設ける。

2 高校生専用区域の範囲は、第13条第1項に規定するギャラリーの使用状況等を勘案し、市長が定める。

（高校生専用区域の使用目的）

第9条 高校生専用区域は、高校生が、自習、発表、情報交換、交流等の場として使用することを目的とする区域とする。

（高校生専用区域を使用できる者の範囲）

第10条 高校生専用区域を使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 高校生

(2) 市長が特に必要があると認める者

（高校生専用区域の入館確認等）

第11条 高校生専用区域を使用しようとする者は、入館する際に、前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を管理員に提示し、確認を受けなければならない。

2 高校生専用区域の利用者は、退館する際に、退館する旨を管理員に届け出なければならない。

（高校生専用区域の利用者の遵守事項）

第12条 高校生専用区域の利用者は、高校生専用区域の使用について、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備の保全に努めるほか、管理員の指示に従うこと。

(2) 火災、盗難等の事故発生防止に留意すること。

(3) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

（ギャラリー）

第13条 多目的スペース内に、作品の展示および鑑賞を行うための区域（以下「ギャラリー」という。）を設ける。

2 ギャラリーの範囲は、催事の規模等を勘案し、市長が定める。

(ギャラリーの使用申請)

第14条 ギャラリーを使用しようとする者は、使用しようとする日の3月前から7日前までにギャラリー使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出して許可を受けなければならない。

2 ギャラリーの使用期間は、10日以内とする。

3 市長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(ギャラリーの使用許可)

第15条 市長は、ギャラリーの使用を許可したときは、ギャラリー使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(ギャラリー使用の不許可)

第16条 市長は、ギャラリーを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、ギャラリーの使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 多目的スペースの設備、備品等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的として使用するとき。

(4) 管理運営上支障があると認めるとき。

(5) その他ギャラリーを使用する内容として不相当と認めるとき。

(ギャラリー使用者の遵守事項)

第17条 ギャラリーの使用許可を受けた者(以下第21条を除き「使用者」という。)は、ギャラリーの使用について、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けた場所および設備以外を使用しないこと。

(2) 施設、設備の保全に努めるほか、管理員の指示に従うこと。

(3) 火災、盗難等の事故発生防止に留意すること。

(4) 許可なく使用目的を変更し、または使用の権利を譲渡し、もしくは転貸しないこと。

(ギャラリー使用許可の取消)

第18条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、または中止することができる。

(1) 虚偽の申請によって使用の許可を受けたとき。

(2) 許可条件に違反したとき。

(3) 災害，工事等により施設が使用できなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が利用の内容を不相当と認めたと
き。

2 前項の規定により許可を取り消され，または中止されたことにより，
使用者，共催者または後援者に損害が生じても市はその責を負わない。
(使用料)

第19条 多目的スペースの施設の使用料は，無料とする。

(多目的スペースの使用制限)

第20条 市長は，この規則に従わない者に対して，多目的スペースへの
入館を拒絶し，または退館を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第21条 多目的スペースの使用者は，故意または過失により施設または
設備を損壊し，または滅失したときは，これによって生じた損害を市に
賠償しなければならない。ただし，市長が特別の事情があると認めると
きは，この限りでない。

(高校生による施設運営等の提言)

第22条 市長は，高校生によるワークショップを開催し，高校生から多目
的スペースの施設運営等に係る提案を受けるものとする。

2 前項の高校生によるワークショップは，毎年度1回開催するものとし，
市内に存する高等学校等に在学し，かつ当該高等学校等から推薦のあった
者が参加するものとする。ただし，市長が必要があると認めるときは，臨
時にワークショップを開催することができるものとする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は，令和3年4月19日から施行する。

(準備行為)

2 ギャラリーの使用に関し必要な手続その他の行為は，この規則の施行
前においても行うことができる。